

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則  
○ 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 一
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 職員の出し及び駐在員の勤務等に関する規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県危機管理室運営等規程の一部を改正する訓令 三
- 告示 三
- 会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件 三

## 規 則

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十四号

#### 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

福島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年福島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（公表及び縦覧）」に改め、同条第一項中「公告は、福島県報に登載して行う」を「公告又は公表は、インターネットの利用による公表とし、福島県の

ホームページに掲載して行うものとする」に改める。

第二十三条の見出しを「（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）定款変更証提出書）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）定款変更証提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）定款変更証提出書」に改める。

第二十四条の見出しを「（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）代表者変更届）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）代表者変更届」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）代表者変更届」に改める。

第二十五条の見出しを「（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書」に改める。

第二十六条の見出しを「（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）助成金支給概要提出書）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）助成金支給概要提出書」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）助成金支給概要提出書」に改め、海外への送金又は持出しを行う場合にあっては認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）海外送金等概要提出書（様式第二十四号）を削る。

第二十七条の見出しを「（特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書）」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書（様式第二十五号）」を「特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書（様式第二十四号）」に改める。

第二十八条の見出しを「（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）合併認定申請書）」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）合併認定申請書（様式第二十六号）」を「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）合併認定申請書（様式第二十五号）」に改める。

第二十九条から第三十一条までの規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

### 様式第九号中

「 閲覧又は謄写を求める特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の名称」

「 閲覧又は謄写を求める特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の名称」

に改める。

様式第十七号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第十八号中「仮認定」を「特例認定」に改める。  
様式第二十号中「認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）定款変更証



福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成十六年福島県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。以下「クロロエチレン」という。）  
検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。

別表第三の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。  
別表第五の六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン  
検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。

別表第五の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

**訓 令**

**福島県訓令第二号**

本庁 機関  
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

**職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令**

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表被災事業者再建支援に関する業務に従事する職員の項中「福島市大町七番二三号」を「福島市栄町六番六号」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十九年三月二十一日から施行する。

（行政経営課）

**福島県訓令第三号**

本庁 機関  
出先 機関

福島県危機管理室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

**福島県危機管理室運営等規程の一部を改正する訓令**

福島県危機管理室運営等規程（平成二十七年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「病院局次長」の下に「議会議務局次長」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（危機管理課）

**告 示**

**福島県告示第二百二十号**

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。  
平成二十九年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

表中「及び福島県双葉警察署長」を削り、「、福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザ」を「及び福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザ」に改める。

（審査課）